

事務連絡

平成31年3月8日

不動産関係団体 御中

国土交通省土地・建設産業局不動産課

仲介に係る消費税及び地方消費税の経過措置の適用の有無について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等による消費税法の一部改正に伴い、平成31年10月1日より消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率が10%に引き上げられ、あわせて所要の経過措置が設けられることになりました。

仲介に係る消費税等についても経過措置が適用対象となりますので、当該経過措置の取扱いに関し、国税庁に確認した内容について参考資料を送付いたします。

つきましては、本資料についてご留意の上、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づく消費税等の円滑かつ適正な転嫁の実施について、貴団体の会員に対して周知徹底及び指導をお願いいたします。

# 不動産仲介契約に係る消費税率の経過措置について

参考

不動産売買等の仲介契約は、消費税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第317号)に規定する「その他の請負に係る契約」に該当し、消費税法改正法の経過措置の適用対象となります。

【主なケース】	平成31年4月1日(31年指定日)	平成31年10月1日(一部施行日)	仲介手数料に対する消費税率の適用関係
QA別表における2	仲介契約	売買契約 引渡し	旧税率
QA別表における3	仲介契約	売買契約 引渡し	旧税率 <sup>(※1)</sup>
QA別表における6	仲介契約	売買契約 引渡し	新税率 <sup>(※2)</sup> (売買契約時收受分は旧税率)
QA別表における7	仲介契約	売買契約 引渡し	新税率

(※1) 具体的な仲介料の額が確定するのが平成31年4月1日(31年指定日)以後であるときには、経過措置は適用されません。  
 (※2) ただし、仲介料を売買契約時と物件の引渡し時に分けて收受する場合において、売買契約成立時に仲介料の全額を売上計上する経理を継続しており、施行日以後の引渡し時に收受する仲介料について旧税率を適用して請求しているときは、その仲介料部分についても旧税率が適用されます。